

## 別紙 2

### 木津川市保育所条例に係る利用者負担額等徴収規則（案）

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第 6 条第 1 項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）について、木津川市保育所条例（平成 19 年木津川市条例第 115 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （利用者負担額）

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する利用者負担額は、別表第 1 のとおりとする。

#### （延長保育料）

第 3 条 条例第 4 条第 2 項及び第 3 項に規定する延長保育料の額は、別表第 2 のとおりとする。

#### （補則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、利用者負担額の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、法の施行の日から施行する。

#### （木津川市保育所保育料徴収規則の廃止）

2 木津川市保育所保育料徴収規則（平成 19 年規則第 67 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則は、平成27年度分以降の利用者負担額等の徴収について適用するものとし、平成26年度分までの保育所保育料の徴収については、廃止前の木津川市保育所保育料徴収規則（平成19年規則第67号）の例による。

別表第1 (第2条関係)

特定保育及び特定地域型保育に係る利用者負担徴収基準額

(単位:円)

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額				備考
		上段: 保育標準時間認定を受けた場合 下段: 保育短時間認定を受けた場合				
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	2階層から13階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合には、以下により徴収する。 ただし、算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限る。  *年齢が高い子どもから、1人目全額、2人目半額、3人目以降0円  *10円未満の端数は切捨て
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
2	1階層を除き、当該年度分市町村民税非課税世帯	3,000	3,000	2,300	2,300	
		2,900	2,900	2,200	2,200	
3	24,300円未満	10,000	10,000	7,300	7,300	
		9,800	9,800	7,100	7,100	
4	24,300円以上48,600円未満	11,500	11,500	8,800	8,800	
		11,300	11,300	8,600	8,600	
5	48,600円以上72,800円未満	18,900	18,300	14,300	14,300	
		18,500	17,900	14,000	14,000	
6	72,800円以上97,000円未満	21,900	21,300	16,700	16,700	
		21,500	20,900	16,400	16,400	
7	97,000円以上133,000円未満	30,200	29,300	24,400	20,800	
		29,600	28,800	23,900	20,400	
8	133,000円以上169,000円未満	36,900	36,000	26,200	22,300	
		36,200	35,300	25,700	21,900	
9	169,000円以上235,000円未満	44,500	43,300	28,000	23,800	
		43,700	42,500	27,500	23,300	
10	235,000円以上301,000円未満	48,800	47,500	29,800	25,300	
		47,900	46,600	29,200	24,800	
11	301,000円以上349,000円未満	56,000	54,400	33,400	27,000	
		55,000	53,400	32,800	26,500	
12	349,000円以上397,000円未満	64,400	62,400	33,700	27,300	
		63,300	61,300	33,100	26,800	
13	397,000円以上	72,800	70,600	34,000	27,700	
		71,500	69,300	33,400	27,200	

備考

- この表における子どもの年齢計算は、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- この表における「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
- この表における所得割とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、その額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 支給認定を受けた子どもの属する世帯の階層が、2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金額を0円とする。
  - 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - 「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - ③ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

別表第 2 (第 3 条関係)

利用登録による利用 (月額)	① 別表第 1 中の第 1 階層に属する世帯 0 円 ② 別表第 1 中の第 2 階層に属する世帯かつ 備考 4 のいずれかに該当する世帯 0 円 ③ 上記以外の世帯 3,000 円
利用登録によらない利用 (時間制)	30 分当たり 200 円